

秦野市議会基本条例及び秦野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正することについて

秦野市議会基本条例及び秦野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

提出者	秦野市議会議員	村 上	茂
賛成者	同	和 田 厚 行	
同	同	佐 藤	敦
同	同	横山むらさき	
同	同	露 木 順 三	
同	同	吉 村 慶 一	

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費が政務活動費に、調査研究活動が調査研究その他の活動に改められたため、改正するものであります。

秦野市議会基本条例及び秦野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市議会基本条例の一部改正)

第1条 秦野市議会基本条例（平成23年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「委員会においては、」を削る。

第17条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第1項中「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に、「秦野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秦野市条例第17号）」を「秦野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年秦野市条例第17号）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(秦野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）、第4条（見出しを含む。）、第5条第1項、第6条（見出しを含む。）、第7条、第8条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）及び第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員は、別表で定める研究・研修、調査、広報、広聴、相談、要請、陳情並びに各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費に政務活動費を充てなければならない。ただし、次に掲げる経費には、政務活動費を充てることができない。

第 1 1 条第 1 項第 5 号中「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「提出されなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第 1 3 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に改める。

第 1 4 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(透明性の確保)

第 1 5 条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表 (第 1 1 条関係)

項目	内容
調査研究費	議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に要するものとして、次に掲げる経費
	1 研究・研修費 研究会又は研修会の開催又は参加に要する経費
	2 調査旅費 先進地調査又は現地調査に要する経費
	3 資料作成費 資料作成に要する経費
4 資料購入費 図書、資料等の購入に要する経費	
会議費	各種会議の開催、他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
広報費	市政に対する市民の意思を的確に収集し、及び把握するための前提として、調査研究その他の活動若しくは議会活動又は市政について、市民に報告し、又は広報活動をするために要する経費

広聴費	市政及び議会活動に対する要望、意見の聴取、住民相談の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。  
(政務調査費に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の秦野市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の秦野市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。